

(1) 下水道処理施設の水質について

生活環境の保全に関する環境基準					下水道法	
水域区分	類型	検査項目	基準値	千代川上流	基準値	智頭町 浄化センター
河川	AA	pH	6.5～8.5	7.1～7.7	5.8～8.6	6.7～7.9
		BOD	1mg/ℓ	<0.5～1.0	60mg/ℓ	<0.5～2.8
		SS	25mg/ℓ	<1.0～4.0	120mg/ℓ	<1.0～3.3
		大腸菌群数	50※	17.0～ 1.7×10 <sup>4</sup>	3,000個/cm <sup>3</sup> (3.0×10 <sup>5</sup> ※)	0.0<1.9×10 <sup>2</sup>
	類型	検査項目	基準値	千代川下流	基準値	鳥取市 秋里処理場
	A	pH	6.5～8.5	6.9～8.2	同上	6.4～7.1
		BOD	2mg/ℓ	<0.5～1.7	同上	<0.5～2.2
		SS	25mg/ℓ	<1.0～34.0	同上	<1.0～3.3
大腸菌群数		1,000※	33.0～ 2.4×10 <sup>5</sup>	同上	<3.0×10 <sup>3</sup>	

※単位はMPN/100mℓ

<参考>湖沼の場合

生活環境の保全に関する環境基準				
水域区分	類型	検査項目	基準値	湖山池
湖沼	A	pH	6.5～8.5	7.3～8.7
		COD	3mg/ℓ	3.2～6.2
		SS	5mg/ℓ	2.0～16.0
		大腸菌群数	1,000※	3.3～ 1.7×10 <sup>5</sup>

※単位はMPN/100mℓ

(2) 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の改訂(案)について

① 表記の統一による修正

- ア. 「処理区域内人口」→「計画区域内人口」
- イ. 「処理区域内面積」→「処理区域面積」
- ウ. 「公共下水道などの集合処理施設」→「公共下水道等」
- エ. 「公共下水道などが整備（未整備）の区域」  
→「公共下水道等が整備されている（いない）区域」
- オ. 「合併浄化槽」→「合併処理浄化槽」

② 数値の変更による修正

漁業集落排水施設が下水道処理施設に接続したことによる人数の修正

③ 表現等の変更箇所

ア. 前回審議会との変更箇所

No.	変更箇所	今回審議会 (変更後)	前回審議会 (変更前)
1	第1章 3. 目標年次	p. 3	p. 3
2	第2章-1-2)-(1) 表1 本圏域の生活排水処理形態別人口	p. 5	p. 5
3	第2章-1-2)-(1) 表2 構成市町の生活排水処理形態別人口	p. 6	p. 6
4	第2章-1-2)-(2) 表3 生活排水処理率の比較（令和元年度）	p. 6	p. 6
5	第2章-2-2) 表8 公共下水道整備状況	p. 10	p. 10
6	第2章-2-3) 表9 特定環境保全公共下水道	p. 10	p. 10
7	第2章-2-4) 表10 農業集落排水施設整備状況	p. 11	p. 11
8	第2章-2-5) 表11 漁業集落排水施設整備状況	p. 11	p. 11
9	第2章-2-8) 表14 構成市町における浄化槽の整備実績	p. 13	p. 14
10	第2章-4 1) 生活排水未処理世帯の解消に向けた対応	p. 16	p. 17

イ. H28策定計画からの変更箇所

No.	変更箇所	今回改訂案 (変更後)	H28策定 (変更前)
1	第3章-2 方針2：生活排水処理の促進	p. 19	p. 16
2	第4章-1 図7 本計画の施策体系	p. 20	p. 17
3	第4章-2-1) (2) 排水処理対応	p. 21	p. 18
4	第4章-2-3) (1) 生活排水対策の推進	p. 22	p. 19
5	第4章-2-3) (2) 事業所の生活排水対策の推進	p. 22	p. 19

6	第4章-2-3) (3) 水質の監視・調査	p. 22	p. 19
7	第4章-2-3) (4) 水質保全活動の支援	p. 22	p. 19
8	第4章 3. 生活排水処理の促進	p. 24	p. 21
9	第4章-3 1) 下水道への接続促進	p. 24~26	p. 21~22
10	第4章-3 2) 合併処理浄化槽の設置補助	p. 27~28	p. 22~24
11	第4章-3 3) 浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の啓発	p. 29	p. 25
12	第4章-4 1) 下水道や集落排水施設の老朽化対策等	p. 30	p. 26
13	第4章-4 2) し尿処理施設の適正な維持管理	p. 30	p. 26
14	第5章 2. 生活排水の処理計画	p. 32	p. 28
15	第5章-2 表31 生活排水処理の目標	p. 32	p. 28
16	第5章-3 1) 収集運搬計画	p. 33	p. 29
17	第5章-3-1)- (1) 表32 収集運搬種類とその見込み量	p. 33	p. 29
18	第5章-3-1)- (1) 図9 収集運搬種類とその見込み量	p. 33	p. 29
19	第5章-3-1) (2) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬範囲・方法	p. 34	p. 30
20	第5章-3-1)- (2) 表33 中継所への1日あたりし尿及び浄化槽汚泥搬入量	p. 34	p. 30
21	第5章-3-1) (3) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の収集運搬体制における維持・効率化	p. 34	p. 30
22	第5章-3-2) 表34 し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の中間処理量	p. 35	p. 31
23	第5章-3-3)- (1) 表35 再資源化量の見込み	p. 35	p. 31
24	第5章-3-3)- (2) 表36 最終処分量の見込み	p. 36	p. 32
25	第5章-4 1) 計画の推進体制	p. 37	p. 33

(3) 今後のスケジュール(案)について

日程	内容	備考
12月中旬～1月上旬	パブリックコメント	組合HP及び組織市町HP等で意見募集
1月上旬～中旬	意見取りまとめ及び 審議会委員へ内容確認	最終案の確認
1月中旬	答申	管理者へ答申
2月上旬	組合議会へ説明	
2月中旬	計画改訂	